

東日本大震災に対処するための長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

平成 23 年 6 月 14 日 規則第 4 号

平成 23 年 12 月 28 日 規則第 8 号

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 18 年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第 3 号）別表第 19 号の規定の適用については、同号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5 日」とあるのは「5 日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7 日）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 23 年 12 月 28 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。